

## 吉野川市学校給食費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この告示は、保護者の経済的負担を軽減し、子育て支援の推進を図るため、予算の範囲内において交付する吉野川市学校給食費補助金（以下「補助金」という。）に関し必要な事項を定めるものとし、この告示に定めるもののほか必要な事項については、吉野川市補助金交付規則（平成16年吉野川市規則第45号）に定めるところによる。

### (定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 小学校等 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校、義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部をいう。
- (2) 中学校等 学校教育法に規定する中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部をいう。
- (3) 児童 小学校等に在籍する者をいう。
- (4) 生徒 中学校等に在籍する者をいう。
- (5) 学校給食 学校給食法（昭和29年法律第160号）第3条第1項に規定する学校給食をいう。
- (6) 給食費 学校給食法第11条第2項に規定する学校給食に要する経費をいう。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する児童及び生徒（本市に住所を有する者に限る。）の保護者とする。

- (1) アレルギー等のやむを得ない事情により学校給食（主食及び副食に限る。以下同じ。）の提供を受けていない児童及び生徒
- (2) 吉野川市立の小学校及び中学校以外の小学校等又は中学校等に在籍し、有償により学校給食の提供を受けている児童及び生徒

2 前項の規定にかかわらず、補助対象者が当該年度の給食費を滞納しているときは、補助金の交付を受けることができない。

### (補助金の額)

第4条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とし、1万円を限度とする。

- (1) 前条第1項第1号に掲げる児童及び生徒 当該児童及び生徒が学校給食に代わる昼食の準備をして登校した日数に、児童にあつては300円、生徒

にあつては335円を乗じて得た額

(2) 前条第1項第2号に掲げる児童及び生徒 補助対象者が負担した給食費の額

2 前項の規定にかかわらず、給食費の全部又は一部について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第13条に規定する教育扶助その他の給食費に係る支援を受けているときは、当該額を前項第1号及び第2号に定める額から差し引くものとする。

3 前2項の規定により算定した補助金の額に100円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、吉野川市学校給食費補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に出席状況等証明書（様式第2号）その他の必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、速やかにその内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、吉野川市学校給食費補助金交付決定通知書（様式第3号）により、補助対象者に通知するものとする。

(実績報告の免除)

第7条 吉野川市補助金交付規則第11条第1号から第4号までの書類の提出は、要しないものとする。

(補則)

第8条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和8年2月1日から施行する。